

平成 30 年度

上水道事業会計 予算書
下水道事業会計

檀 原 市

議 第 38 号

上水道事業会計予算書

檣 原 市

平成30年度橿原市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	47,970 戸
(2) 年間総給水量	13,302,000 m ³
(3) 一日平均給水量	36,444 m ³
(4) 奈良県営水道受水量	13,302,000 m ³
(5) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	644,653 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	3,225,223 千円
第1項 営業収益	2,954,962 千円
第2項 営業外収益	270,261 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,940,689 千円
第1項 営業費用	2,826,671 千円
第2項 営業外費用	109,018 千円
第3項 特別損失	3,000 千円
第4項 予 備 費	2,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,463,099千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,412千円、過年度分損益勘定留保資金1,411,687千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	145,429 千円
第1項 補 助 金	3,250 千円
第2項 分担金及び負担金	142,179 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,608,528 千円
第1項 建設改良費	821,053 千円
第2項 企業債償還金	287,475 千円
第3項 投 資	500,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 237,052 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成30年3月5日提出

樫原市長 森下 豊

議 第 39 号

下水道事業会計予算書

檀 原 市

平成30年度樫原市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化人口	84,763 人
(2) 年間有収水量	10,612,000 m ³
(3) 一日平均有収水量	29,074 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
污水管路建設費等	895,600 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	3,126,650 千円
第1項 営業収益	1,808,163 千円
第2項 営業外収益	1,318,487 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	2,783,042 千円
第1項 営業費用	2,335,111 千円
第2項 営業外費用	446,431 千円
第3項 特別損失	500 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額483,304千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,449千円、当年度及び過年度分損益勘定留保資金441,855千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的收入	2,093,861 千円
第1項 企業債	1,087,700 千円
第2項 補助金	501,876 千円
第3項 他会計借入金	500,000 千円
第4項 長期貸付金回収金	4,285 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,577,165 千円
第1項 建設改良費	1,026,628 千円

第2項 企業債償還金 1,500,666千円

第3項 他会計借入金償還金 45,871千円

第4項 長期貸付金 4,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	632,900千円	普通貸借 又は 証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件に より、銀行その他の場合には、その債権 者との協定によるものとする。 ただし、企業財政の都合により据置期 間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えることができる。
公共下水道事業 資本費平準化債	397,700千円			
流域下水道事業	57,100千円			

(借入金)

第6条 借入の目的、限度額、借入の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

借入の目的	限度額	借入の方法	利率	償還の方法
長期借入金	500,000千円	普通貸借 又は 証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率)	借入先の融資条件によるものとする。 ただし、企業財政の都合により据置期 間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

129,371千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業運営を助成するため、一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、1,022,014千円である。

平成30年3月5日提出

樫原市長 森下 豊